

平成27年度第3回川崎市行財政改革に関する計画策定委員会 議事録

日 時 平成28年1月29日(金) 午後5時26分 ～ 午後6時41分

場 所 川崎市役所第3庁舎12階 総合企画局会議室

出席者 委員 伊藤委員長、出石委員、藏田委員、黒石委員、谷本委員

市 側 袖山行財政改革室長、三田村行革室担当課長、渡辺行革室担当課長、  
岸行革室担当課長、白鳥財政課長、山崎区調整課長、久万企画調整課長

- 議 題
- 1 行財政改革に関する計画案について
  - 2 区役所のあり方検討部会の報告
  - 3 川崎市行財政改革推進委員会の設置について
  - 4 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 なし

議事

三田村行革室担当課長

ただいまから第3回の川崎市行財政改革に関する計画策定委員会を開催させていただきます。本日、司会を務めます三田村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、事務連絡がございます。

初めに、本日の委員会ですけれども、前回と同様に公開としております。傍聴、マスコミの取材を許可しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。また、速記業者を同席させておりますので、あわせてご了承をいただきたいと存じます。

今回の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、公開の手続を進めさせていただきますと存じます。

次に、お手元の資料の確認でございますけれども、本日の次第、座席表がございまして、資料として資料1、行財政改革に関する計画（案）、資料2、行財政改革に関する計画素案からの主な変更点、資料3、行財政改革に関する計画素案に関するパブリックコメント手続によりいただいたご意見、資料4、区役所改革の基本方針素案、資料5、（仮称）川崎市行財政改革推進委員会の設置について、以上でございます。資料の不備などがございましたら、お申し出いただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、ここで開会に当たりまして、総務局長からご挨拶をお願いいたします。

伊藤総務局長

改めまして、総務局長の伊藤でございます。本日は先生方には大変お忙しい中、また、きょうの9時以降は大雪警報が出ていて、大分雪が降ってくるという、大変お足元が悪い中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

行財政改革に関する計画につきましては、これまで当委員会で、先生方のご意見等を伺いながら、2回開催をして、進めてきたところでございます。いよいよこの2月初旬には計画案の公表、3月には成案としての計画の公表という予定をしております。本日はそういった意味では、本年度最後の開催となりますので、ぜひ、計画に記載されている今後の取組など含めまして、忌憚ないご意見をいただけますよう、重ねてお願い申し上げたいと思います。本日はよろしくをお願いいたします。

三田村行革室担当課長

それでは、議事に入らせていただきたいと存じます。ここからの進行は委員長をお願いいたしたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

伊藤委員長

それでは、次第に従い、進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、行財政改革に関する計画案について、それから、区役所のあり方検討部会の報告、さらに（仮）川崎市行財政改革推進委員会の設置についてになります。

まず、議題の行財政改革に関する計画案について、事務局からは主な変更点等についてのご説明をお願いします。

## 事務局

それでは、行財政改革に関する計画案について、説明いたしますので、資料1と2をご覧ください。

はじめに、前回の計画策定委員会においては、計画素案の骨子で説明し計画の全体像について、計画の構成から説明させていただきますので、資料1を2枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。

第1章、計画策定の背景、第2章、計画の考え方、第3章、改革の取組、第4章、各局等改革プログラムについては各局における改革の取組、計176の取組について、現状、取組の方向性、具体的な取組内容、または計量的な効果測定が可能なものについては、個別の目標を掲載しております。第5章、今後の財政運営の基本的な考え方、第6章の推進体制について掲載しております。

次に計画素案からの変更点、または前回の委員会でいただいたご意見を踏まえまして、修正した点についてご説明しますので、資料1と2あわせてご覧ください。

まず、資料1の表をめくったところに、「はじめに」がございます。こちらについては今回追記したもので、今後の行財政改革を進めるに当たっての本市の姿勢などを記載しております。

続きまして、16ページをご覧ください。取組1、「共に支える」についてですが、委員会の中で、協働の主体として社会福祉協議会などの地域の団体が、地域ニーズに対応していく上で重要になるというようなご意見がございましたので、それを踏まえまして、こちら、文章とイメージ図に社会福祉協議会などの文言を追加しております。

次に、27ページをご覧ください。行財政改革の取組指標について、全政令市を比較し、その中で最高値の維持を目標とすること、また、川崎市が独自に調査したもので評価することに疑問を感じるというご意見を踏まえまして、こちらの指標を目標とするものではなくて、参考資料として位置づけることと修正しました。

次、28ページをご覧ください。28ページからは第4章、各局等改革プログラムについて、各局の取組について、素案からの変更点については、各局の取組に所管局名を記載しておりますが、平成28年度の組織改正の内容を反映したものとしております。

各局の取組が続きまして、90ページをご覧ください。各局の取組の中で、市民サービス等の再構築はこちらから始まるのですけれども、パブリックコメントで最も多くの意見をいただいた部分がこちらでございまして、また、各課題における具体的な取組内容を検

討するとしたものがほとんどであることなどから、ほかの取組とは性質が少し異なるという整理をいたしまして、取組2の最後に順番を入れかえた上で、枠で囲っている冒頭部分に、今後さまざまなご意見を踏まえ、具体的な見直し内容や、実施時期の検討を行うとともに、広く市民に周知を図りながら、取組を進める旨の追記をいたしました。

次に、計画素案から追加した取組についてですが、35ページをご覧ください。

取組1－(2) 区役所改革の推進のNo.2、区役所と事業局との役割分担のあり方の見直し、こちらを追加しております。

また、次の36ページのNo.4、区役所機能の強化に向けた執行体制の整備。No.5、区予算のあり方の検討。次のページのNo.6、区における広報・広聴機能の検討、こちらを追加しております。

また、ページが飛びまして、64ページをご覧ください。取組2－(3) ICTの活用による市民サービスの向上・行政運営の効率化につきましては、No.3の電子申請システムとの利用促進、No.4、中原区安全・安心ネットワークによる市民への情報提供、No.5、学齢簿のオンライン化を追加しております。

次に80ページをご覧ください。取組2－(10) 出資法人の経営改善としましては、こちらは既にもともと記載されていたのですが、法人ごとの今後の取組の方向性を追加しております。

88ページをご覧ください。取組2－(12) 内部の業務改善につきましては、No.3、庁内会議の見直しを追加しております。

次に、104ページをご覧ください。取組3－(1) 計画的な人材育成につきましては、No.5の区役所における行政のプロフェッショナルの育成、こちらを追加しております。

続きまして、第4章について、前回の委員会でのご意見を踏まえて修正した点ですが、37ページをご覧ください。職員が現場に足を運び、地域の課題を的確に把握していくことについて明記すべきというご意見を踏まえまして、区における広報・広聴機能の検討、こちらの取組を追加しまして、区民とのワークショップなどを通じて、真に見守りが必要な市民の情報など、地域の課題を直接把握する取組を進める旨の記載をいたしました。

また、88ページをご覧ください。職員等の職場の方針、意思決定の参加については、その前提として、管理職と若手の職員とのコミュニケーション不足という部分も大きな課題というご意見がございましたので、コミュニケーションという点については、「庁内会議の見直し」の取組を追加しまして、施策の方針等を徹底する会議の資料を自由に閲覧で

きるようにするなど、情報共有化するルールづくりを進めることを明記しました。

また、管理職と若手職員とのコミュニケーション不足の解消につきましては、管理監督者のマネジメント研修などの取組を進める中で、具体的な手法について、引き続き検討してまいりたいと思っております。

次に、計画素案から追加した指標について、ご説明いたします。資料2の裏面をご覧ください。こちらについては七つの取組について、記載の九つの指標を追加しております。

続きまして、第5章、今後の財政運営の基本的な考え方につきましては、お手元の資料1では、まだ作成中となっているところがほとんどでございます。こちらについては、平成28年度予算とあわせて策定している収支フレームに基づきまして、計画的な財政運営を行っていくこととしておりますが、現在策定中ですので、ご説明は割愛させていただきます。

最後に、参考資料としまして、資料1の136ページをご覧ください。行財政改革の指標一覧について、各局等改革プログラムの取組に57の指標を設定してございまして、その指標はどういった考えで指標としているのか、また、現状に対する目標値が、どの程度効果があるものなのか。その辺がわかりにくいといったご意見がありましたことから、指標の考え、算出方法、指標、目標値の考え方、こちらを一覧にして掲載しております。

以上が計画案についての説明になります。

引き続き、パブリックコメントでいただいたご意見について説明いたしますので、資料3をご覧ください。

昨年11月4日から12月14日の31日間、意見募集を行いまして、91通、381件のご意見をいただきました。いただいた意見の主な内容としましては、(1)全般に関することとしては、No.3、財政改革で優先してほしいのは、プライマリーバランスの達成。

(2)取組1、「共に支える」に関することとしましては、No.1、財政支出の多くを占める扶助費を生きた支出にすること。また、そのためには、扶助を受けた市民ができる範囲内で、何かしら川崎市への貢献を自律的に行うような好循環が発生してくような状況づくりが必要といったような意見がありました。

また、No.3につきましては、協働による活動でどれだけのメリットがあったか。その結果を数値化、可視化することによって、市民の協働意欲が増進する。

次のページに移りまして、No.7、区民会議の継承と充実を図ってほしい。

No.11では、かわさき改革カフェのように、住民が参加できるまちづくりをより一層推

進してもらいたいというような意見がございました。

次のページの取組2、「再構築する」に関しては、No.5、市役所でのペーパーレス化の推進を図り、現在の10分の1程度にはするべき。

No.8、市税や国民健康保険料などの債権確保の強化についてのご意見。

また、No.16からは小児医療費助成についてのご意見で、No.16では、年齢拡大については賛成する。No.17では、子ども医療費については本人負担ゼロであるべき。また、次のページ、No.18、「一定の負担を求める仕組み」は撤回して、無料で実施すること。No.19では、一部の負担の徴収に賛成する。No.20では、所得制限を当然設けるべき。No.21では、所得制限の撤廃を要望する。といった両面の意見をいただいているところでございます。

また、No.23では、高齢者外出支援乗車事業を無料にしてもらいたい。

No.24では、地域包括ケアの推進においては、互助組織を支援する体制が必要である。

No.26、各局と区行政の連携による縦割り行政の弊害排除の実現に期待。

No.28からは、成人ぜんそく患者医療費助成制度についてのご意見がありまして、患者が増えている原因究明を行うことと、対策を考えることが急務。No.30では、成人ぜんそくについて、国に対して、「公害健康被害補償法」に基づく自立支援型事業として財政支援を求めること。No.34まで、成人ぜんそくに関するものとなっております。

また、No.35につきましては、川崎の老人ホームでの不幸な事件について、再発防止策を検討してほしい。

また、No.37からは、生田緑地ばら苑の意見が続きまして、38番では、休憩所の改善。39番では、ばら苑の有料化の検討については、費用対効果の関係から、「ばら苑募金」でよいのではないかなど、No.46まで、ばら苑の意見が続いております。

最後に、次のページですが、(4)取組3、「育て、チャレンジすること」に関しては、No.1、市民・企業の力をどうすれば活用できるのか考えられるように、組織、人材のマインドチェンジが必要。

No.4、異動サイクルが短いため、もう少し長く職場に勤務させたらどうか。

No.6、仕事のやり方について、効率を高めることを常に意識、実践するべき。

このような意見をいただいたところで、これらの意見につきましては、計画案とあわせて、2月4日に本市の考え方を公表する予定となっております。

説明は以上になります。

伊藤委員長

ありがとうございました。

それでは、行財政改革に関する計画につきましては、今回は最後、まとめとなりますので、お一人ずつご感想、あるいは今後に向けてのご意見等について、コメントをお願いしたいと思います。

まず、出石委員からよろしいでしょうか。

出石委員

今のパブリックコメントの件で、2月8日に市の考え方を公表するということですが、有料、無料化、両方の意見があるということは当然パブリックコメントに出ているわけです。今現在この案に対して、パブリックコメントが出たことによって、修正を考えているところがあるのか、ないのか。あるとしたら、どういうところかということをお伺いしますか。

三田村行革室担当課長

パブリックコメントの関係で、既に今の案の中に反映しているものが3点ございまして、先ほども紹介をしておりますけれども、まずは、11番、(2)の取組1の「共に支える」ことの11番です。かわさき改革カフェのように、住民参加ができるまちづくりをより一層推進してもらいたいというところで、先ほど区のところで、ワークショップ等を実施して、市民の意見を聞く場を設けていくというようなことを取組として率先してやっていきますというところを、このパブリックコメントの関係で入れております。

それからもう一つは、「再構築する」に関することの5番ですので、3ページです。市役所でのペーパーレス化への推進を図り、現在の10分の1程度にするべきということで、こちらにつきましては、先ほどICTの関係で効率化を図るといったところと、あと庁内会議の見直しといった取組を新たに入れておまして、会議資料が結構膨大な量もございまして、そういったところの削減というものも、また、あわせてそういった会議資料を庁内いろいろ、隅々まで見ようと思えば見られるような取組を進めていくというところで反映をしております。

それからもう一つが、同じ「再構築する」の26番、地域包括ケアシステムの実現に向けてというところですが、各局と区行政の連携による縦割り行政の弊害排除の実現

というところで、こちらにつきましても、そういった取組を一つ新たに入れまして、区と本庁の中で、いろいろな押しつけ合いというのではないのですけれども、そういったマネジメントの部分と、あと、例えば人材育成とか、そういった部分でも、局側と区側との連絡調整、連携というのは足りない部分等もございまして、そういったところは縦割りでやるのではなくて、うまく連携していくような仕組み、仕組みとしてはいろいろ持っているのですけれども、そこをちゃんと回るような形でやっていくというところで取組を新たに追加しております。その3点を、パブコメからは反映したものでございます。

出石委員

では、これは反映しているわけですね。パブコメ素案があって、パブコメで意見が出て、この内容になっている。わかりました。

感想的なことになるのですが、内容的には、この委員会で出た意見を反映していただいておりますし、あるいは、市民からの出たパブリックコメントの中で、幾つか修正をしています。このパブリックコメントを見ると、どうしても個別の政策について、個別の対策について、成人ぜんそくの医療費助成とか、そういうものについて多数で意見が出て、これは通常そういうものだろうと思うので、全般的に、それらはともかくとして、行財政改革の計画について、さまざまな意見が出たところを踏まえられて、最終的に案ができたというところが、すばらしいことだなと思っております。

それから、私個人的には、意見をたしか述べたと思いますが、自治基本条例を踏まえてきているというところのロジックは大変いいのかなと思います。あるいは、議決された総合計画を着実に実行するための表裏の関係にある計画ですから、むしろこれはブレーキではないのですけれども、適切な行財政の改革、あるいは財政の健全化等を、この計画全般を総合計画とうまくマッチして進めていただきたいということが私の希望になります。

あと一点だけ、可能であったら、28ページからの第4章については、どこかに通し番号があったほうがいいんじゃないかなと思いました。特定するとき、各局の1、2、3、4となるわけですが、これは176あるわけですよね。今後、継承等をしていくときに、番号があると、すぐ特定ができるから、どこかに書けないかなと思ったところ。これは意見として。

伊藤委員長



今の点、またちょっとご検討いただければと思います。

それでは、藏田委員お願いします。

藏田委員

特段、意見としてはございません。まとめていただきまして、ありがとうございました。

これから、これをどう進めていくのかというところは次の課題だと思いますので、できるところの形でのご意見を出していければと思っております。

以上です。

伊藤委員長

ありがとうございました。それでは、黒石委員、お願いします。

黒石委員

私も、先ほど市長室で申し上げたとおりで、本当に非常によくまとめていただいて、いいと思います。

そういう人事施策にも反映させるみたいなのが骨子とかにあった気がしたんです。それは残っているのですか。ちょっとかすかな記憶なんですけれども。

三田村行革室担当課長

102ページの人材育成のところ、2番の職員の専門性を向上させるための取組の推進というところで、専門性の高い人材の育成をするために、人事異動サイクルですとか、人事制度、職員研修とか、そういったところ、その上の計画的な人材育成もそうですけれども、評価等も含めて、この辺を策定するに当たっては、行革だけではなくて、人事委員会、それから人材育成を担っていた部署、そういったところとプロジェクトチーム的に、今後より連携していくためにどうしようかというような話をしながら取組をつくってございまして、そういった具体の取組を引き続きやっていく中で、いろいろな人事制度の見直しもあわせてやっていきたいと考えております。

伊藤総務局長

補足になりますけれども、組織的にも、今まで人材育成センターがございまして、職員

研修ですとか、広い意味での人材育成、あと人事評価制度があったんですけども、今回の総合計画にあわせて、人材育成部門が今現在、行財政改革を担っている行財政改革室に組織移管します。人事評価はその後の人事に反映させるということで、人事部に統合するといったような体制の見直しも今回図ったところでございます。

伊藤委員長

ありがとうございました。それでは、谷本委員、お願いいたします。

谷本委員

今回、メインは質的改革というところが柱にあると思いますので、先ほど市長さんのところで申し上げたのですが、2年間という計画期間の中で質的改革を進めていくというと、成果がすぐに見えないところで、どうやってこれを今後庁内に普及していくのかという課題があるのだらうと思います。

1点お尋ねしたいのですが、これは計画ができた後、職員の皆さん向けに、例えば総合計画もそうなんでしょうけれども、説明会であるとか、この理念だったり、これから進めていこうという中身だったりというのを普及させていくことは、何かおやりになる予定はあるのですか。

三田村行革室担当課長

実は昨年、既に新人の係長の研修で、行革の職員がワークショップ形式で、いろいろな質的改革というキーワードで、どういった取組をどういうふうにして進めていけばいいだろうかというようなことをみんなで考えるような、きっかけづくりみたいな場を設けるような研修を、昨年の4月か5月ぐらいから始めました。それは今後も継続してやっていこうと思っています。

いろいろ、例えば、昨年度の新たな取組では、この前にもご紹介したかもしれませんが、改革提案制度ということで、自分の職場の業務改善というのは、いろいろやるような仕組みというのはありますけれども、他の職場の改革を提案するような仕組みをやったり、そういったところから、それを受けた側が、いろいろ業務改善をしていくような取組というのも始めていまして、今後そういったものがうまくいったところ、それから、いろいろとやったけれども、うまくいかなかったところも含めて、そういった取組をしたこ

とについて、どうやって評価をしていくかというようなことも、今後の人事評価とか、必要な部分かなと思っていますので、仕組みづくりと、それを評価する仕組みづくり、その両面を引き続き検討していきたいと考えております。

谷本委員

係長というのがすごくキーだと思います。今、新任とおっしゃられたのですけれども、実際、プログラムを回していく上では、係長さんがある程度リーダーシップを持っておやりになるのでしょうかから、新任の方だけではなくて、これだけの厚いものを皆さん読まれるのはとっても大変だと思いますし、多分回ってきて、庁内LANで見られてもほとんどご覧にならないと思いますので、自分の部署の業務改善について、ほかの部署でやっていることが参考になったりということが多々あるかと思えますから、できるだけ目に触れる機会をつくっていただいて、中心的にプログラム事業を動かしていく方たちをターゲットに狙いすませてやっていただけると、少しずつですけれども浸透していくんじゃないかなと思いますので、ぜひいろいろな工夫をお願いしたいと思います。

伊藤総務局長

その補足になりますけれども、今年度から既に取り組んでいるのですけれども、そういう改革提案等、改善でうまくいったような事例等を各局から出していただいていますので、その中でよかったものについては市長から市長表彰を出すとか、徹底的に褒めてモチベーションを上げるというような仕掛けをしたり、あとは出された提案のところには、人事評価制度でその方たちに加点をする。そういう仕掛けなども用意していますので、そういう成功事例等をどんどん積み重ねて、それがほかのセクションにもどんどん波及させるような仕掛けをしているところです。

それと、係長にターゲットというわけではなくて、全般的には、既存の体制の中では、市長を本部長とする改革本部と、各局の中にも、局だとか区ごとにそれぞれ改革本部を持っていますので、今後はそういった職員の意識改革、質的改革も含めて、それぞれの局ですとか、区の特性に合った意識改革だとか、改善だとかといったものを、それぞれの局ごとにどんどんやっていただくということも考えています。

伊藤委員長

ありがとうございました。私も、質的改革という課題をどうまとめていくかという、かなり大変なことで、委員の皆様からいろいろご意見をいただいて、事務局でこのような形で取りまとめていただいたということに大変感謝をしたいと思います。

やはり質を改善するということに、職員の能力面での質を改善することと同時に、住民、市民の方に対するサービスの質を改善することを、両にらみで行わなければいけませんし、両者がきちんとリンクしていないといけないということだろうと思います。ここに書かれたことは、その両にらみで議論を展開するためのスタートになるわけですし、他方で、各局からいろいろな行財政改革の提案も出ています。2年間というのは期間としてかなり短くて、すぐに成果が出るというものではありませんけれども、職員の質を向上させる、能力を向上させることと同時に、市民の方に対するサービスの質を向上させるための体制をきちんと整備していく、そのための第一歩になる文書だと思います。今、谷本委員もおっしゃったように、この文書自体も情報共有をぜひ庁内でもきちんと図っていただきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

黒石委員

説明を聞いていて、資料2の裏面の、指標の追加で、109ページ、多様で有為な人材の確保の指標が大卒試験の受験者数と、これを見て違和感を持ってしまったのですけれど、いいのですか。言葉の問題かもしれないのですけれど。

三田村行革室担当課長

受験者が、最近、東京に流れたり、東京の区に流れたりということで、大勢の方が受けていただく中で競争して合格者を出すのと、そうでないのとでは、やはり受けていただく方が少ないと、ボーダーラインが下がってくるということがございますので。

黒石委員

分母を多くして、競争環境でということなのでしょうけれども、タイトルが、多様で有為などあるから、もっと大卒とかにかかわらずというふうに言葉的には感じたのですけれども、多分そういう真意なのだろうなと思うのですけれども。見た瞬間は違和感があったのですが。

伊藤委員長

ある程度、女性の比率を増やすとか、あるいは中途採用の方を使うというのは、もしかしたらより直接的な指標になり得るかもしれない。ただ、その前段として数がないと。

黒石委員

1. 何倍とかを何とかしようと、そういう問題意識なのでしょうけれども。

伊藤委員長

あと、それぞれの職種も、なかなか確保が難しくなっているということもあってということですね。

出石委員

直接の質問ではないのですが、平成28年度は総務企画局になるわけですね。今ある総務局と総合企画局が一緒になる。したがって、総合計画と行財政改革は一緒の局ということですね。財政局は別に持つということですね。わかりました。

伊藤委員長

よろしいでしょうか。

それでは、議題2、区役所のあり方検討部会の報告をよろしくお願いいたします。

山崎区調整課長

それでは、ご説明させていただきます。市民子ども局区政推進部区調整課長、山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料4番をお出しいただきたいと思います。

まず、目的ですとか経過をご説明させていただきますので、資料の32ページをお開きいただけますでしょうか。

それでは、素案策定までの主な検討経過をご説明いたします。

まず、区役所のあり方検討部会の設置の目的でございます。市民にとって最も身近な行政機関である区役所について、大都市制度に関する地方自治制度の見直しや地域包括ケア

システムの構築などを政令指定都市の区役所に求められる役割や周辺環境が大きく変わりつつある中、本市におけるこれまでの10年間にわたる区行政改革の取組を踏まえつつ、10年後の地域の姿を見据え、川崎らしい新たな区役所のあり方を定める「区役所改革の基本方針」の策定に向けて、重点的に調査審議するために設置したものでございます。

次に、委員の構成でございます。伊藤委員長に部会長をお願いしておりまして、それとあとお二人でございますが、慶応義塾大学の秋山先生と法政大学の名和田先生に委員をお願いしたところでございます。

ウの開催経過でございますが、今年度の6月から10月にかけて4回の部会を開催して、ご審議をいただいたところでございます。

今年度の予定としましては、来月に最後に区長と委員さん方との意見交換を予定しているところでございます。

エ以降は検討経過、それぞれの部会で出たご意見を載せてございますので、こちらは後ほどご参照いただければと思います。

それでは、表紙を1枚おめくりいただきまして、素案のつくりをご説明したいと思えます。目次のページをごらんください。こちらの基本方針につきましては、5章立てになってございまして、こちら、ごらんのとおり総論と、これまでの区行政改革の取組。本市を取り巻く社会状況の変化と目指すべき区役所像。目指すべき区役所像に基づく取組。目指すべき区役所像の実現に向けた区役所の機能強化という5本立てになってございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。

まず、第1章が、総論でございます。策定の目的は、先ほどご説明しましたので割愛させていただきます。

2番目の本市における区役所の位置付けについてでございますが、まず、地方自治法上の位置付けがございます。地方自治法155条に定める支所・出張所の設置の規定に関する指定都市における特例規定でありますことから基本的な性格は、これら同様に、市長の権限に属する事務の全般にわたって、地域的に分掌する総合行政機関であり、市民が行政サービスの提供等を受ける際における利便性を確保するために設置されているものでございます。

次に、3ページをごらんください。(2)の川崎市自治基本条例上の位置付けでございます。条例19条で市に本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築きた

め、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きますと規定しており、参加の協働の拠点として位置づけているところがございます。

3番、総合計画・行財政改革に関する計画との関係との関係でございます。

2段落目でございますが、本方針は、新たな総合計画との整合性を図りながら、行財政改革に関する計画を踏まえて目指すべき区役所像を明らかにするとともに、目指すべき区役所像に基づく取組を実施計画に反映させるほか、区計画における地域の課題解決に向けた主要な取組にも本方針の考え方を反映させていくものでございます。

また、区役所が果たす役割、機能などの具体化に当たっては、執行体制の整備や、区予算のあり方の検討、人材育成などに取り組む必要がございます。こうした区役所の機能強化の取組については、行財政改革に関する計画の、先ほどもご説明がありました、各局と改革実施プログラムに反映させていくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。第2章は、これまでの区行政改革の取組でございます。

区行政改革の取組は、平成14年度の行財政改革プランにおいて、区の機能強化を位置づけておりまして、窓口サービス機能中心の区役所から地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点を基本的な考え方としまして、下にございます四つの区役所像からなる「区行政改革の基本方向」が平成16年に報告されたものでございます。その後、平成17年から26年までのおよそ10年にわたりまして、区行政改革を取り組んできたところでございます。

2番目は、主な成果と課題でございます。一つ目は、(1)のAでございますが、区役所を地域のまちづくり拠点として整備、道路公園センターの設置ですとか、まちづくり支援担当の設置をしてきたところでございます。

次に5ページの中段でございますが、区役所を総合的な子ども支援拠点として整備をしてまいりました。こども支援室の設置ですとか、公立保育所等の区役所の移管をしてきたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページでございます。中段でございますが、区における市民活動団体との協働の取組ですとか、その次のイの区における市民活動拠点の有効活用も図ってきたところでございます。

隣の7ページにまいりまして、下の段でございますが、利便性の高い快適な窓口サービスの提供ですとか、次のページに移りまして、区役所等の窓口サービス機能の再編の取組、

出張所・連絡所等の機能再編を行ってきたところでございます。

同じページの一番下でございますが、区役所等、庁舎の計画的・効率的な整備といたしまして、庁舎整備ですとか、快適化のためのリフォーム等の推進を行ってきたところでございます。

次に隣の9ページの中段でございますが、区役所機能の強化といたしまして、区における総合行政の推進に関する規則の制定ですとか、区役所予算の充実、1枚おめくりいただきまして、10ページの中段でございますが、区役所機能強化に向けた主な組織整備などを行ってきたところでございまして、企画課の設置ですとか、危機管理担当の設置を行ってきたところでございます。

次に、隣の11ページでございますが、区民会議を設置して運営し、ちょうど今年度で10年目になるところでございます。

1枚おめくりいただきまして、12ページでございますが、10年間の区行政改革の課題の総括でございます。1行目でございますが、取組全般に共通している課題が、局区間の連携、役割分担、調整のあり方でございます。

次の段落でございますが、各分野における制度や仕組み、市民ニーズなどが、複雑化、多様化する中で、専門知識や技術、技能の継承についても計画的な人材育成の必要が高まっております。

また、市民との信頼関係の構築を目的としたサービス向上に向けた市役所職員の人材育成も課題となっていると考えております。

一番下の段落でございますが、このほかに自治基本条例の基本理念の一つであります、市民の地域社会の課題を自ら解決していくことについて、地域活動に参加していない市民にいかに関心を持ってもらうかということが課題となっていると考えております。

次の13ページでございます。こちらからが第3章、本市を取り巻く社会状況の変化と目指すべき区役所像でございます。

まず、1番の本市を取り巻く社会状況の変化でございますが、東日本大震災以降、地域で支え合う時代ということで、市民の方の意識の変化も出てきているところでございます。

下の(2)番、地域包括ケアシステムの構築でございます。1ページおめくりいただきまして、段落の最後のところでございますけれども、本市では、高齢者のみならず、全ての地域住民を対象に、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を基本理念としているところでございます。



次に（３）番、住民自治の充実に向けた都市内分権の推進でございます。一段落目の最後のほうでございますが、指定都市の機能強化や、より小さな単位での住民自治の充実が求められていると考えております。

（４）番、新たな視点による行財政改革の必要性でございます。多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応するために、市民サービスだけではなく、職員や組織など、市役所全体の質の向上を重視していく必要があると考えております。

（５）番が、マイナンバー制度の導入でございます。本市でも、今月からコンビニ交付を既に開始をしているところでございます。

次に１５ページでございますが、２番、目指す都市像の実現に向けた、区役所の果たすべき役割の基本的な考え方でございます。

２段落目でございますけれども、行政は従来のように意欲のある市民や団体の参加と協働により地域課題を解決するだけでなく、地域での顔の見える関係づくりや、コミュニティの再構築を推進し、一人でも多くの市民に、自らが住む地域に関心を持っていただき、将来的には、市民と市が支え合いながら、地域の課題解決につなげていくことが重要になると考えております。

こうしたことから、これからの区役所は、身近な課題は身近なところで解決するという補完性の原則に基づく地域に密着した行政機関として、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加えまして、地域の実情に応じながら、こうした市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことが求められると考えております。

続きまして、次の１６ページでございます。めざすべき区役所像でございます。１番目は「市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所」でございます。身近なところできめ細やかな相談支援や、地域では解決困難な課題の解決、公平性や安定性の求められる行政サービスなど、迅速に効率的・効果的かつ総合的に影響を目指してまいります。

二つ目のポツでございますが、区役所サービス向上指針に基づきまして、継続的なサービス向上に取り組むこと、三つ目でございますが、窓口サービスや防災の拠点として、区役所等の庁舎の適切な維持保全にも努めてまいります。

２番目は「共に支え合う地域づくりを推進する区役所」でございます。一人でも多くの市民に自らが住む地域の関心を持っていただくために、「楽しく」などをキーワードに、地域での顔の見える関係や、地域コミュニティの形成につながるきっかけづくりの取組を

進めてまいります。

二つ目のポツでございます。区役所のコーディネート機能の強化を図るとともに、三つ目の区における住民自治のさらなる充実を図ってまいります。

3番目は「多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所」でございます。多様な主体の参加と協働による地域の課題解決に取り組むとともに、課題解決の取組自体を工夫することによりまして、2番目の共に支え合う地域づくりに向けたきっかけにしていきたいと考えております。また、地域での多様な活動ができる場の確保に取り組んでまいります。

次に、17ページからが、第4章「めざすべき区役所像」に基づく取組でございます。1番目が、「市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所」に関する取組でございまして、総合行政機関としての着実なサービスの提供、2番目が、市民感覚・現場起点による継続的な区役所サービス向上の推進、3番目は、窓口サービス機能の再編でございます。1枚おめくりいただきまして、4番目は、計画的な庁舎整備の推進でございます。

次に、同じページの2番でございますが、「共に支え合う地域づくりを推進する区役所」の取組といたしましては、地域づくりに向けた取組の推進、隣のページにまいりまして、地域人材への支援と多様な主体間のネットワーク化の推進、区民会議のあり方の検討などを進めてまいります。

3番目は、「多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所」の取組でございます。地域課題対応事業という各区独自の事業を展開しておりますが、こちらの事業の活用、1枚おめくりいただきまして、区における市民活動等の中間支援機能の検討、地域づくりに向けた場の確保などを行ってまいります。

次に21ページからが第5章でございまして、「めざすべき区役所像」の実現に向けた区役所の機能強化でございます。

1番目が、区役所と局との役割分担でございます。区役所の所管事務区長権限につきましては、昭和47年の政令指定都市への移行以降、基本的には拡大する方向で機能強化を図ってきたところでございます。特に平成7年以降から区役所機能強化や区行政改革の取組によりまして、区役所への施設業務の移管を行いつつ、一方で、局への集約を行っていたところでございます。変遷はその下の表に概略が記載してございます。

次の22ページでございます。区長権限等につきましては、一番下の行になりますが、

大幅な権限の引き上げが行われ、区役所も局と同等の位置づけになっているものでございます。

次にウ、これからの施設・業務等の移管・集約における基本的な考え方でございますが、下に三つございます、利便性、地域優位性、効率性、こちらの考え方を総合的に勘案いたしまして、区における総合行政の推進の観点に留意しつつ、関係局区が連携しながら検討するものと考えております。

次の23ページでございます。区役所に関する庁内調整でございます。現状と課題といたしましては、区役所と局との調整に係る諸制度については、平成17年度に策定しました、区における総合行政の推進に関する規則をはじめ各種要綱等で整っておりますけれども、調整の前提となる庁内の情報共有に課題があると考えているところでございます。

下のイが、今後の方向性でございます。一番最後のほうでございますが、区役所、局双方が車の両輪として取り組むことによりまして、全体的なサービス向上や、課題解決の取組の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただきまして、24ページの上が、車の両輪に例えたイメージ図でございます。

次に（イ）でございますが、既存制度の適切な運用に向けた情報共有の推進でございます。

二つ目のポツでございますが、区役所と局の関係においては、両方で課題認識が共有できる仕組みですとか、区役所に関する適切な情報が適切なタイミングで庁内共有できる仕組みが必要と考えております。

（ウ）が区役所各課と業務所管局との関係の明確化でございます。

二つ目のポツでございますが、例えば、制度変更などにより区役所の執行体制などを見直す場合などにおいて、イニシアチブをとるべき局側の所管が明確でない場合があることから、明確化を図ってまいりたいと考えております。

次に、隣の25ページ、2番の執行体制の整備でございます。地域包括ケアシステムの構築に向けた執行体制の整備、地域づくりに向けた整備、継続的なサービス向上に向けた整備、組織、整備に関する区長権限の拡充などを図ってまいりたいと考えております。

3番目は、行政のプロフェッショナルの育成でございます。高い意識と専門性を持つ職員の育成。地域をコーディネートする職員の育成。

1枚おめくりいただきまして、26ページでございますが、自ら課題を発見しチームで

解決できる職員の育成などを行ってまいりたいと思っております。また、局区間調整に関する職員の意識改革も必要かと考えております。

4番目が、区予算のあり方でございます。地域づくりに向けた区予算のあり方の検討を引き続き行っていくほか、局予算と区予算の役割分担の整理も行ってまいりたいと考えております。

最後に、5番の広報・広聴機能でございますけれども、真に見守りが必要な市民の情報など、地域課題の着実な把握、必要な人に必要な情報が届く広報の推進、今まで以上に誰もが気軽に立ち寄ることができる区役所市政情報コーナーの有効活用などもあわせて進めていきたいと考えております。

4回の部会の中で、委員の皆様からいただいた意見も踏まえながら素案をまとめてまいりまして、来月上旬には案という形でお示しして、今年度中の成案を目指しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

伊藤委員長

ありがとうございました。

この区役所の改革の基本方針につきましては、行財政改革計画と、総合計画でも区のあり方というのが非常に重要なポイントになっているということ、さらに国全体で大都市制度改革の中で、地方自治法の改正等も行われまして、指定都市における区のあり方に関する議論が進んでいるということ、さらには地域包括ケア等、地域におけるサービスの再編も考えた上での検討ということになっています。

私個人的には、こちらの検討部会にも参加しておりまして、特に区と局の間の調整のあり方ですとか、さらに人材育成に関する区の役割について言及しているというのは、ほかの指定都市では余りない、川崎市でかなり先端的に取り扱っている課題だと認識しております。

私はこちらの部会長も務めさせていただいておりますが、皆さんは、この素案について初めてごらんになると思いますので、もしご意見、ご感想等がございましたら、お寄せいただければと思います。いかがでしょうか。

谷本委員

ご質問で、まず1点が、今度、所掌事務を条例化しますよね。それとの絡みで、この部分というのは反映させたりというものがあるのですか。

山崎区調整課長

はい。区役所事務分掌条例につきましては、12月の議会で上程をさせていただいております、11月にこの素案として、ほぼ最終的な形でまとめたものの考え方を、そちらの条例案にも反映させたところでございます。

谷本委員

ありがとうございます。

かつての自治基本条例の推進委員をやっていたものですから、この目指すべき、昔の四つの区役所像に基づいて、区のサービスがどうあるべきかというのを検討をさせていただいたこともあったのですが。その点で、新しい像との比較の中で気になったところが、目指すべき四つの区役所像が4ページにあるんですけども、かつてのところで、④に地域住民の総意に基づく自治を实践する区役所というのがあって、ここが区民会議の存在意義と極めて密接な話がもともとあって出てきた中身だと思うんですけども、これが今回、いわゆる区民の総意みたいな、自治みたいな話というのが、柱としては消えましたよね。共に支え合う地域づくりとか、多様な主体と参加と協働により課題解決を図るとか、そのこと自体はいいんですけども、たくさんの方たちに参加していただいて、地域課題を解決していくということはあるのですが、逆にそのことによって、区レベルでの意思決定であったり、自己決定であったりとか、区の行政側が、こういった地域課題解決の場で、どういう役割を果たしていくのかというところの位置づけが極めて曖昧になっている印象を今拝見していて受けたのですけれども、そのあたりはどういったご議論をなさって、どういった結果になられたのでしょうか。

山崎区調整課長

四つの区役所像を三つに整理したということですが、基本的に、何かを外したということは一切なくて、今おっしゃられた住民自治の部分につきましては、新しい目指すべき区役所像の真ん中の、共に支え合う地域づくりを推進する区役所の一番下のポツでございますけれども、今後の区民会議のあり方の検討も含めまして、区における住民自治

のさらなる充実を図りますというところで位置付けをしているところでございます。

#### 谷本委員

なぜ申し上げたかという、区と局との関係で、まさに区側が局に対して、システム的には、こういう要望を上げて予算をつけていくとか、課題解決に協力してくださいということはできるんですけども、その地域、区として、こういうことをやりたい、という後ろ盾に、その地域の住民の自治がありますよというストーリーが、これだと見えてこないですよ。消えてしまうというか、薄まってしまったほうがいいと思います。全く見えないわけではないのですが、非常に薄まってしまっているところがあって、何を危惧しているかという、局の側から区役所に、いろいろな仕事は実は降ってきていますね。地域包括ケアもそうですけれども。区側では、縦割りの中でいろいろな事業をやり始めているんですけども、やはり区の中の実情に応じて、7区ありますから、各区に応じて、やれるところと、うちはちょっともう無理というところもあると。そうなってきたときに、うちはこの局から降ってきた仕事に対応できないんだというところが、極端な話ですけども、返上できると考えたときに、返上するという意思決定を行政だけでやるのか、そうではなくて、区民会議というようなシステムをきちんと使って、うちの区としては、例えば地域包括システムでは、町内会、自治会は協力できないというストーリーが返せるのか。その制度設計でとても大事な部分だと思うんですけども、そのあたり、今の中身からいくと、地域で協働してください、参加型でやってください、そこはやっておいてください、区役所がそこをサポートしますとか見えて、一方で局と区の関係は、これまでよりももう少し風通しをよくしましょうというところは見えるのです。

地域で起こっている課題を、区行政が責任持って局と連携して何かをやる。トータルの仕組みとして、目指すべき区役所像の中で、ちょっと見えづらくなってしまったのかなと。深く読んでいけば、もしかしたらたどっていけるのかもしれないんですけども、メッセージとして、区民の皆さんやってください、区役所は後ろで応援します。局とのやりとりの中では、局に対してもものも言っていきます。とは言っているのだけれども、その区民と区役所と局というところのつながりが、どうも見えづらいなという印象を受けましたので、もうここまで固まっていますから、それを変えてくださいとは言いませんけれども、そのあたり、具体的な運用のところで工夫が必要なんじゃないかなと思いました。

## 伊藤委員長

これは直接的なお答えにはなっていないかもしれないですけども、区民会議のあり方に関していろいろ議論がありました。区民会議は、区民の代表という形で議論をしているんですけども、区役所と区民会議で何か協働して、あるいは地域の課題を区民会議に持ち込んで、何かそこから解決策を展開していくという場には、今のところなっていないということがあります。区民会議のあり方の見直しというのは、さらにこれから先の課題ですけども、地域の方と実際に仕事をしていく、あるいは地域の課題を解決していくための具体的な手段という用語弊がありますけれども、そういうものも何かということも議論はいたしました。一定のプラットフォーム的なものをきちんと区役所単位で立ち上げるとか、そういった取組も考えているところなんです。

ただ、おっしゃるとおり、以前のフレームとは少し違ってまして、むしろ全体の関係性みたいなのは出ているんですけども、場合によっては、区役所と区民の方との間のコーディネートの方みたいところは、もう少し突っ込んだほうがいいかもしれない。お話を伺っていて思いました。議論としては、いろいろ出たところではあります。

## 谷本委員

各区でばらつきがありますし、一つの指針としてまとめられると、とっても大変だというのは、私もいろいろな区とおつき合いがあるので、実感としてわかるのですが、ただ、そのあたりが、長期的な話でいいと思うのですけれども、区によっての違いを施策に反映させていくときに、何か後ろ盾になるようなものというものが仕組みとして、今後検討されていかれるといいのかなと。それは区民会議のあり方をどうしていくのか。今おっしゃったような、実態にあわせる形で区民会議の運営を継続させていきたいという区もあれば、区民会議そのものを大きく変えるべきじゃないかという意見もあるでしょうし、そこは既に動いている事業を変えようという話になると、とってもいろいろなお考えがある中でしていかなきゃいけないので、難しい側面はあると思うのですけれど。

ただ、余り実態面だけにとらわれてしまうと、本来、このあり方というのは何なのか。理念の部分というのでしょうか、この部分を見失ってしまうことにもなりかねないので、絶えずそこをフィードバックするというか、立ち戻っていただくということは意識していただけるとありがたいなと思っています。

伊藤委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

出石委員

一つこの部会で議論されたかどうかとも伺いたいのですが、総合区の問題ですね。大体どこの政令指定都市も総合区にあまり前向きでないのはわかっているのですが、川崎市長もそういう感じだったと思います。要は総合区は、こういう問題があっても目指さないというなら、目指さないということを書いたほうがいいのか、それはここには書いていなくて、今後この改革を進めていく中で、総合区にいずれなる可能性もあるということであれば、あえていいと思うのですが、総合区という言葉、1カ所出てきただけですけれど、動向の中で事情が変わったということが出てきただけで、これは書かれているようなことがもし総合区で実現できるとするならば、本当は総合区になればいいと私は思うのですけれども、それは余り国のしつらえがいい制度ではないということにとれないのだからと思うので、それをある意味、ここまで改革の基本方針を出すならば、私は目指さないなら目指さないと書いたほうがいいんじゃないかなと思いました。

あと1カ所、細かい話で申しわけないのですが、22ページ、区長権限等というところの二つ目の中黒で、「区役所事務決裁規程」に基づき、市長権限が区長以下に委譲されており、この表現がよくわからなくて、一般的に、例えば、市長権限を区長に移している場合には委任ですよ。事務委任規則か何かだと思うのですが。それから、事務決裁規程による専決であれば別に権限を移譲していないと思うんです。市長権限を区長が決裁をしているだけだと思うのですが、この表現は、これが妥当なのかどうかも含めて、私の一般的な知識なので、川崎市はこれでいいのだったら、それでももちろんいいのですが、その点を確認させてください。

山崎区調整課長

まず総合区の関係ですが、基本方針の2ページ目の一番下のところに若干記載してございまして、特に本市の考え方は、一番最後の行でございまして、現段階では、総合区制度を活用する必要性は低いものと考えているところではございますが、今後も特別自治市制度の検討状況などを踏まえつつ、他都市動向を引き続き注視しますという書きぶりを。

出石委員



見ていなかっただけです。これでオーケーです。

山崎区調整課長

事務決裁規程のところの表現は、恐らくこれでいいのかなと思っていますが、念のため、権限委譲という言葉が正しいのかどうか、ここは改めて確認したいと思っております。

袖山行財政改革室長

これは多分事務決裁規程ですから、内部委任の話だと思いますので、移譲というところまでは行っていない話、専決の本来の話だと思いますね。

出石委員

専決ですよ。一方で、区長に権限を委任しているでしょう。

袖山行財政改革室長

それは上のポツのほうの話ですかね。

出石委員

書いてありますね。わかりました。

袖山行財政改革室長

委任している部分については、本市の場合は規則で定めましょうというルールにはなっていますので、権限を委任した場合は規則を定めております。

あとは市長の事務として、内部委任という形で、局の局長だとかと同じレベルの話ですとか、そういう内部委任については事務決裁規程で、どの区長なのか、副区長なのか、部長なのかという内部委任の専決権限を定めているものですから、そういう意味で委譲という意味の言葉を使ったのかなと思います。ただ、それが委譲という言葉でいいのかどうかは、また検討をしたほうがいいのかもかもしれません。

出石委員

ずばり書くのは、決裁権限の移譲だったらわかるんです。市長権限の移譲と言ってしま

うと、委任にすればいいかなと、イメージとして。その辺お任せします。

山崎区調整課長

はい。

伊藤委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

藏田委員

ある程度固まっているのであれですけど、中身としては、かなり総論的なまとめの  
かなと思います。そういう意味では網羅しているという意味において、いろいろなものが  
受け入れられると思いますけれども、最終的に、これをどういうふうに、よく区の方針で  
も同じですけども、どういうふうに具体的にものにしていくのかというところをつくっ  
ていかないといけないのかなというところが、このおっしゃっていることの方向性なり、  
これについて文句を言うのはなかなか難しいかなと。ただ、ではこれをどうやるんですか  
というところは、しっかりとデザインをするなり、進捗をかけていくということが必要な  
のかなというふうに感じました。

以上です。

谷本委員

区予算なのですが、川崎は区役所費を管理しているので、全体の予算は見えるんですね。  
わかりやすいんですが、区ごとに、どういった予算が組まれているのかというところは、  
区民に対して見えづらいということが、以前、自治基本条例の推進委員会でも話題になっ  
たことがあります。例えば、横浜市なんかですと各区の単位で、区の中での予算がどの  
ぐらい局から配分されるということが見える形で、住民に対してオープンにされているん  
ですね。できれば区の予算の部分も、区長の裁量が増えれば増えるほど、そこでブラック  
ボックスに入っていってしまうとよくないので、できるだけ地域の住民の方たちに、情報  
がわかりやすく見えるということで、予算書レベルではもちろん拾えるのですけれど、区  
民の方たちが予算書を見て、そこから拾っていくということは、なかなかおやりにならな  
いでしょうし、以前、ヒアリングさせていただいたときも、調整課の担当の係長さんです

ら、なかなかわからないんですというお答えを受けたときがあったので、できればそこが区民にとって見えやすい形になるように取組をしていただけるといいかなと思いました。

伊藤委員長

何かまた表現上、そういった趣旨が盛り込めるような余地があれば、検討をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進みたいと思います。議題3、（仮）川崎市行財政改革推進委員会の設置について、ご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、お手元の資料5、川崎市行財政改革推進委員会の設置について、概要をご説明させていただきます。まず、趣旨でございますけれども、現在の委員会も規定されております、川崎市附属機関設置条例、こちらを改正いたしまして、行財政改革推進委員会を附属機関として位置づけるということを考えてございます。こちらにつきましては、3月議会に議案として提出をするということをご予定してございます。

こちらの委員会の所掌事務でございますけれども、今回の計画を策定いたしまして、行革の取組についての結果について、評価をするということ。そして、行革の取組全体についての専門的な意見、ご助言をいただくというような、大きくはこの2点を考えております。

次に委員の構成・任期でございますけれども、現行の委員会と同様、学識経験者5人以内で構成をしたいと考えてございまして、任期につきましては、次年度に計画を策定することなども踏まえまして、委嘱された日から当該年度の委嘱日の翌年の末日までということを考えてございます。

次の委員会の役割でございますけれども、大きくは二つございまして、右側の図でございますけれども、取組全体の評価方法の検討決定ということ、そして取組、さまざまございますけれども、その中で市役所内部の質の向上に資するような取組、代表的な取組というのを重点項目として選定いたしまして、そちらの取組内容につきまして、随時方向性の確認をしていただくといったようなところを考えてございます。

最終的には次年度になるかと思いますが、取組全体の評価及び重点項目の評価というのを考えております。

最後、委員会のスケジュールといたしまして、来年度は2回というところで、6月と12月といったところを考えてございます。

簡単ではございますが、概要は以上になります。

伊藤委員長

ありがとうございました。今のご説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

出石委員

1点確認させてください。任期は例外規定ですか。2年任期で、何年かわからないけれど、初年度は、実際には1年弱ということ、あるいはこれは条例設置だから。

事務局

条例上ここに記載してございますとおり、委嘱した日から1年間となります。

出石委員

毎年そういう形にするということ。わかりました。

伊藤委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、時間をオーバーして申しわけありませんが、これで本日の議題は終了いたします。

委員の皆さんから、その他で何かございますか。

よろしいようでしたら、事務局に議事進行を戻したいと思います。

三田村行革室担当課長

ありがとうございました。今年度最後の回ということでございますので、閉会に当たりまして、総務局長からご挨拶をいたしたいと思います。

伊藤総務局長

何度も恐縮でございます。先生方におかれましては、本日、本当に大変お忙しいところ、どうもありがとうございました。限られた時間ではございましたけれども、貴重なご意見等をいただけたと思っています。

この計画をつくり上げて、先ほどのお話の中にもありましたけれども、今後、魂を入れていかなくてはいけないと思っております、そのためには、私どもも行政としてしっかりプランが現実のものとなるように進めてまいります。

まずは計画の策定という部分で、一つのめどが立ちましたことを感謝申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

三田村行革室担当課長

以上をもちまして、第3回の行財政改革に関する計画策定委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。